

名古屋市告示第504号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年10月22日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人名古屋東福祉協会 名古屋市東区白壁一丁目41番地	東区障害者基幹相談支援センター	一般相談支援 特定相談支援	2337200014	令和 6年 3月31日
	名古屋市東区白壁一丁目41番地	障害児相談支援	2377200015	
社会福祉法人ニコニコハウス 名古屋市南区鶴里町 3丁目40番地の1	支援センターなごみ	一般相談支援 特定相談支援	2338100031	令和 6年 3月31日
	名古屋市南区寺部通 3丁目 8番地の1	障害児相談支援	2378100040	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課